

議案第88号

日立市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日立市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月4日提出

日立市長職務代理者

日立市副市長 梶山 隆範

---

(提案説明)

林野火災に関する注意報の発令に係る規定を定める等のため、本条例を制定するものであります。

## 日立市火災予防条例の一部を改正する条例

日立市火災予防条例（昭和48年条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

「第3章の2 住宅用防災機器の  
(第29条の2—第29条の7)」を 第3章の3 林野火災の予防

設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)  
に改  
(第29条の8・第29条の9)」

める。

第25条の見出しを「(たき火)」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 たき火をする場合においては、消火準備その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

第25条第3項及び第4項を削る。

第29条中「火災に関する警報」を「火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」に改め、第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるとときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
- 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。  
(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第45条第1号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 参 考

### 改 正 要 旨

1 「火災に関する警報（火災警報）の発令中における火の使用の制限」（火の使用の制限）を次のとおり見直すこととした。

- (1) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域内においては、喫煙を制限することを追加する。
- (2) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うものとする制限を削除する。

2 林野火災に関する注意報（林野火災注意報）の発令に係る規定を次のとおり定めることとした。

- (1) 気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるとときは、林野等の市内的一部の区域を指定して、林野火災注意報を発令することができる。
- (2) 林野火災注意報が発令されたときは、当該注意報が解除されるまでの間、指定された区域内に在る者は、火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 林野火災の予防を目的とした火災警報（林野火災警報）を発令したときは、火の使用の制限を課す対象区域を、林野等の市内的一部の区域に指定することができることとした。